

# 沖縄県肉用牛一貫経営支援事業業務方法書

制定 平成 30 年 6 月 5 日

## 第 1 事業の目的

この事業は、県内肉用牛一貫経営農家の経営基盤強化および県種雄牛の普及を目的とする。

## 第 2 事業の内容

公益財団法人沖縄県畜産振興公社理事長（以下「理事長」という。）が、自家生産牛を肥育に仕向けた肥育農家に対し、生産経費（以下「奨励金」という。）を補助する。

## 第 3 事業参加者の要件

奨励金の交付対象は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- 1 県内で養畜の事業を営む農業者、農業生産法人、農業協同組合その他理事長が適当と認める者であること。
- 2 肉用牛肥育経営安定特別対策事業県内加入農家であること。
- 3 県内で一貫して繁殖・肥育を実施する者であること。
- 4 独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）の「牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続き」（平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1634 号）第 2 条に基づき、家畜改良センターに「飼養地情報の公表の同意書」を提出している者であること。

## 第 4 奨励金交付対象牛の要件

奨励金交付対象牛は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- 1 同経営体内で生産され、肥育に仕向けられる黒毛和種の登記牛であること。
- 2 肉用牛肥育経営安定特別対策事業にて、肥育牛個体登録した牛であること。
- 3 育種選抜した県の種雄牛を父牛であること。なお育種選抜した県の種

雄牛に関して、育種価未判明の種雄牛も含む。

- 4 事業実施期間内に、12ヶ月齢以上、20ヶ月齢以内であること。
- 5 一度も繁殖に仕向けられていないこと。
- 6 沖縄県肉用牛群改良基地育成事業の検定子牛検定推進費を受けていないこと。
- 7 原則として、県内食肉センターでと畜されること。

#### 第5 事業参加申請書

事業参加者の事業実施に当たっては、沖縄県肉用牛一貫経営支援事業（以下「当事業」という。）参加申請書（以下「参加申請書」という）別紙様式第1号を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

#### 第6 事業参加承認通知

理事長は、第5の参加申請書の提出があった場合は、当該書類を審査し、適正であると認めた場合は、当該申請者に事業参加承認を通知するものとする。

#### 第7 実績報告

事業参加者は、当事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）別紙様式第2号を事業実施年度の9月と2月に提出するものとする。

#### 第8 奨励金の額

- 1 理事長が事業参加者に対して交付する奨励金の額は、定額（対象牛1頭あたり30千円）とする。
- 2 奨励金の総額は当事業予算内とし、奨励金請求額が予算を超える場合は、各参加者の奨励金対象頭数に応じて割当する。

#### 第9 奨励金の確定

- 1 公社は、第7による実績報告書を受領したときは、当該報告書を審査の上、奨励金の額を確定し事業参加者へ通知するものとする。
- 2 奨励金の交付は、事業参加者が事業参加申請書に記載した金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

## 第 10 奨励金の返還等

- 1 事業参加者は、善良な飼養管理に努めたにもかかわらず、盗難、失踪、疾病、その他重大な事故により、奨励金の交付を受けた対象牛の肥育が継続不可能となった場合には、速やかに奨励金交付対象牛事故報告書別記様式第 3 号を理事長に提出し、指示を受けるものとする。
- 2 事業参加者は、1 により奨励金交付対象牛の飼養が出来なくなった理由が事業参加者の責に帰さない旨の獣医師等の証明のある場合を除き、当該対象牛に係る奨励金の全額を速やかに公社に返還するものとする。
- 3 事業参加者は、奨励金交付対象牛を繁殖に使用した場合、当該対象牛に係る奨励金の全額を速やかに公社に返還するものとする。

## 第 11 調査等

理事長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業参加者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 附 則

- 1 この業務方法書は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。